

太田市中島知久平邸建造物調査・整備専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 中島知久平邸の文化財的価値を損なわないように建造物調査を総合的に行うため、太田市中島知久平邸建造物調査・整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 専門委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項について、継続して調査研究するとともに、指導・助言を行うものとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、専門委員6人以内で組織する。

2 専門委員は、文化財の建造物調査に関する学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期に関する経過措置)

第4条 太田市附属機関設置条例（以下「条例」という。）の施行の際、現に委員である者は、この条例の施行の日に附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 専門委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、専門委員のうちから互選された者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(会議録)

第7条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 次第

(2) 開会及び閉会に関する事項

(3) 出席及び欠席委員の氏名

(4) 会議に出席した者の氏名

(5) 報告の要旨、議題議事の要旨及び結果

(6) その他会長又は会議において必要と認めた事項

2 前項に規定する会議録には、会議に先立ち会長が指名した委員2人が署名しなければならない。

(指導・助言者)

第8条 専門委員会には、指導・助言者を置くことができる。

2 指導・助言者は、市長が委嘱する。

3 指導・助言者は、会長の求めに応じて会議に出席し、必要事項について指導・助言できる。

(オブザーバー)

第9条 専門委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が委嘱する。

3 オブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、必要事項について意見を述べることができる。

(個別指導)

第10条 専門委員会の専門委員は、個別に市の求めに応じ現地等において、指導・助言を行うことができるものとする。

(事務局)

第11条 専門委員会の事務局は、教育委員会文化財担当課が担当する。

2 専門委員会の庶務は、教育委員会文化財担当課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、専門委員会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する